

# こども安全塾認証制度 運営規程

公益社団法人全国学習塾協会

## 第1条（目的）

この規程は、公益社団法人全国学習塾協会（以下「協会」という。）が実施する「こども安全塾認証制度」（以下「本制度」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

## 第2条（制度の性格・認証の対象）

1 本制度は、子どもたちが安心して通える学習塾の安全管理体制を協会が審査し、認証を付与する民間の自主認証制度であり、こども性暴力防止法（令和6年法律第69号。以下「法」という。）に基づくこども家庭庁の認定とは別の制度である。

2 本制度の認証は、学習塾を営む事業者であれば、規模（教える者の人数等）を問わず申請することができる。

3 本制度の認証基準は、法の定める安全確保措置と、一部を除き共通の設計としており、法に基づく認定の対象となる事業者にとっては、本認証の取得がそのままこども家庭庁への認定申請の準備となることを企図している。

## 第3条（認証基準）

1 本制度の認証基準は、次項の必須基準及び第3項の選択基準とし、その詳細（審査書類・審査方法を含む。）は、協会が別に定めて公表する「こども安全塾認証基準・審査書類・審査方法」による。

2 必須基準（すべて実施し、又は整備することを認証の条件とする。）

① 就業規則等の整備（法対応条項を含む就業規則〔事業者全体で常時10人以上の労働者を使用する事業者〕及び新たに採用する従事者に係る従事者誓約書又は内定通知書）

② 児童対象性暴力等の早期把握措置の実施

③ 相談窓口の設置・周知

④ 児童対象性暴力等対処規程の作成

⑤ 従事者に対する研修の実施と確認テスト

⑥ 防犯カメラの設置（物理的な設置が困難な場合は、協会独自の代替措置として心理適性検査の実施）

3 選択基準（次のうち最低1つ以上を選択して実施する。）

A ガラス窓の設置      B 児童生徒・保護者へのアンケートの実施      C 情報管理規程の整備

## 第4条（従事者研修）

1 前条第2項④の研修は、次のいずれかの方法により実施する。

（1）協会の「日本版DBS対応研修・修了証発行システム」による研修（e-learning・確認テスト・修了証発行）

（2）こども家庭庁の標準研修教材等を用いて事業者が自ら実施する研修

（3）前2号と同等の内容を含むものと協会が認める研修

2 研修の内容は、次の8項目（こども性暴力防止法施行規則第19条第3項参照）を含むものとする。

- ① 教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項（児童対象性暴力等が生じる要因及びこどもの権利に関する事項を含む）
- ② 児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の範囲
- ③ 児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の疑いを早期に把握するための措置
- ④ 相談、報告等を踏まえた対応
- ⑤ 被害児童等の保護及び支援
- ⑥ 犯罪事実確認において教育保育等従事者に求められる対応
- ⑦ 防止措置に係る基礎的事項
- ⑧ 厳格な情報管理の必要性

#### **第5条（認証の申請）**

1 認証を受けようとする事業者は、協会所定の「こども安全塾認証審査申請書」及び「こども安全塾認証申請誓約書」を協会に提出するものとする。

2 協会は、前項の提出をした事業者との間で秘密保持契約を締結したうえで、ひな型一式及び提出書類一覧を当該事業者に交付する。

3 事業者は、提出書類一覧に定める書類を協会に提出するものとする。

#### **第6条（審査）**

1 審査は、形式審査（書類の不備の確認）、書類審査（認証基準への適合の確認）、現地調査（協会が必要と認める場合に限る。）及び認証判定委員会の審議により行う。

2 書類審査は、第15条の費用の納付を確認した後に開始する。

3 協会は、審査の過程で改善を要する事項を認めたときは、事業者に対しその改善を求めることができる。

#### **第7条（認証の決定・通知）**

1 認証の可否は、認証判定委員会の決議により決定する。

2 協会は、前項の結果を事業者に通知し、認証を決定したときは、当該事業者との間で認証付与に関する契約を締結のうえ、認証書を交付する。

#### **第8条（公表）**

協会は、認証事業者の認証番号、事業者の名称、認証を受けた教場の名称及び所在地、認証の有効期間並びに選択基準の実施状況を、協会のホームページ等で公表する。

#### **第9条（認証の有効期間）**

認証の有効期間は、認証書に記載する認証日から2年間とする。

## 第10条（認証の更新）

1 認証事業者は、有効期間の満了日の3か月前までに、協会所定の更新申請書により更新の申請を行うものとする。更新の審査はこの規程に定める審査に準じて行い、更新後の認証の有効期間は、従前の有効期間の満了日の翌日から2年間とする。

2 前項の期限を過ぎた後に更新の申請があったときも、協会はこれを受け付ける。ただし、有効期間の満了日までに更新の決定がされないときは、認証は満了日をもって失効し、認証事業者は認証マークの使用を中止しなければならない。失効した後の申請は、新規の申請として取り扱う。

3 更新の審査において提出を求める研修、アンケート、心理適性検査等の実施記録の対象期間は、前回の認証日から更新申請日までとする。

4 更新を決定したときは、協会は認証事業者との間で認証付与に関する契約を更新し、認証書を交付する。第5条第2項の秘密保持契約は引き続き効力を有し、更新に際して改めて締結することを要しない。

## 第11条（変更届・廃止届・教場の追加）

1 認証事業者は、申請事項に変更があるときは、変更予定日の2週間前までに（やむを得ない事情があるときは、変更後速やかに）、協会所定の変更届を協会に提出するものとする。

2 認証事業者は、事業を廃止するときは、速やかに協会に届け出るものとする。

3 認証事業者は、認証を受けた教場のほかに教場を追加しようとするときは、協会所定の届出書により届け出るものとし、協会は、必要に応じて当該教場について審査を行う。この場合、追加に係る認証料は不要とし、次回の更新の際に、更新時の申請教場数に応じて認証料を算定する。追加された教場は、協会が届出を受理し、追加を確認した旨を通知した日から認証の対象となり、当該教場において認証マークを使用することができる。

## 第12条（認証マークの使用）

認証事業者は、別に定める「認証マーク使用ガイドライン」に従い、認証マークを使用することができる。

※本制度の認証マークは、こども家庭庁の認定を受けた事業者が使用できる「認定事業者マーク」（愛称「こまもろう」）とは異なるものである。

## 第13条（是正勧告・認証の取消し等）

1 協会は、認証事業者が認証基準に適合しなくなったと認めるときは、期限を定めて是正を勧告することができる。

2 協会は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証判定委員会の決議を経て、認証を取り消し、又は停止することができる。

（1）虚偽の申請その他不正の手段により認証を受けたことが判明したとき

（2）申請誓約書の表明事項に反する事実が判明したとき

（3）前項の勧告に正当な理由なく従わないとき

（4）法令違反又は重大な事故等により、認証を維持することが適当でないと協会が認めるとき

3 認証を取り消された事業者は、認証書を協会に返還するとともに、認証マークの使用を直ちに中止しなければならない。

4 認証の停止、有効期間の満了（第10条第2項により失効した場合を含む。）、事業の廃止又は認証を受けた教場の一部の廃止があったときの認証マークの使用の中止、認証書の返還及び第8条の公表の取扱いは、別表のとおりとする。

#### **第14条（異議申立て）**

1 事業者は、認証をしない旨の決定又は認証の取消し若しくは停止の決定に不服があるときは、その通知を受けた日から30日以内に、協会所定の異議申立書により協会に異議を申し立てることができる。

2 協会は、前項の異議申立てがあったときは、認証判定委員会において再審議を行い、その結果を申立てから60日以内に申立人に通知する。

3 異議申立てによって、決定の効力は停止しない。

#### **第15条（費用）**

認証の申請・審査に要する費用（認証料）及び現地調査に要する費用は、協会が別に定めるところによる。

#### **第16条（事務局）**

本制度の運営事務は、協会に置くこども安全塾認証制度事務局が行う。

#### **第17条（改廃）**

この規程の改廃は、会長の決裁により行う。

### **附 則**

1 この規程は、令和8年11月16日から施行する。

2 この規程の管理部署は、こども安全塾認証制度事務局とする。

**別表（第 13 条第 4 項関係） 認証の終了等に伴う取扱い**

| 事由                                         | 認証マークの使用                                                             | 認証書                        | 協会ホームページの公表                 | その後の申請等                |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------|-----------------------------|------------------------|
| 認証の取消し<br>（第 13 条第 2 項）                    | 通知を受けた日から直ちに中止する<br>（ウェブサイト・SNS 等の表示は直ちに削除し、看板・印刷物等は 2 週間以内に撤去・使用中止） | 通知を受けた日から 2 週間以内に協会に返還する   | 取消しの日をもって掲載を削除する            | 再度の申請は新規の申請として取り扱う     |
| 認証の停止<br>（第 13 条第 2 項）                     | 停止期間中は使用を中止する（取消しの場合と同じ方法による）                                        | 返還を要しない（停止期間中は掲示等から外す）     | 停止期間中は掲載を一時削除し、停止の解除後に再掲載する | 是正報告を協会が確認したときに停止を解除する |
| 有効期間の満了<br>（更新しない場合及び第 10 条第 2 項により失効した場合） | 満了日の翌日から使用を中止する<br>（満了日までにウェブ表示の削除・看板等の撤去を済ませる）                      | 返還を要しない（事業者において廃棄する）       | 満了日の翌日に掲載を削除する              | 再度の申請は新規の申請として取り扱う     |
| 事業の廃止<br>（第 11 条第 2 項）                     | 廃止日から使用を中止する                                                         | 廃止の届出とあわせて協会に返還する          | 廃止日に掲載を削除する                 | —                      |
| 認証を受けた教場の一部の廃止・移転<br>（第 11 条第 1 項）         | 廃止した教場では廃止日から使用を中止する。移転した教場は、変更届の受理後も引き続き使用できる（協会は必要に応じて写真等の提出を求める）  | 返還を要しない（協会が認証対象教場一覧を差し替える） | 変更届の受理後、掲載内容を更新する           | —                      |